

令和6年度「信州つばさプロジェクト（県企画プログラム）」
「芸術コース（オーストリア）」企画・運営業務委託契約候補者選定要領

1 目的

この要領は、令和6年度「信州つばさプロジェクト（県企画プログラム）」「芸術コース（オーストリア）」企画・運営業務委託公募要領（以下、「公募要領」という。）に基づく公募があつた提案を審査し、この事業を委託する候補者（以下、「委託契約候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 企画提案審査委員会の設置

上記1の委託契約候補者を選定するために、「信州つばさプロジェクト（県企画プログラム）」「芸術コース（オーストリア）」企画・運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会は、以下の委員を持って構成する。
 - ・委員長 : 信州つばさプロジェクト実行委員会委員長
 - ・副委員長 : 信州つばさプロジェクト実行委員会副委員長
 - ・委 員 : 信州つばさプロジェクト実行委員会事務局長
 - : 信州つばさプロジェクト実行委員会事務局（主幹指導主事）
 - : 信州つばさプロジェクト実行委員会事務局（指導主事） (5名)
- (2) 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。
- (3) 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (4) 審査委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聞くことができる。
- (5) 委員は、審査委員会に出席できない場合に代理の者を指定することができるものとする。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関して必要な事項は委員長が別に定める。

4 審査事項

審査委員会は、公募要領に基づき提出された提案等を審査し、最も優れた提案を行つたと認められる者を選定するものとする。

5 審査方法

- (1) 審査の概要
 - ア 審査は、審査要領3(1)に定める審査委員（以下、「委員」という。）により行う。
 - イ すべての提案者から提出された企画提案書を踏まえ、審査を行い、委託契約候補者を選定する
 - ウ 審査は、過半数の委員による審査により成立することとする。

(2) 審査対象

企画書及び添付書類

(3) 審査項目及び審査内容

別添 「信州つばさプロジェクト（県企画プログラム）」「芸術コース（オーストリア）」企画・運営業務委託 企画提案審査会審査表（以下、「審査表」という。）のとおり。

(4) 審査の方法

委員は、審査表の審査項目及び審査内容に基づき、企画提案書の内容の評価を行う。

評価は、審査表の配点にしたがって採点を行う。（1提案者あたり 100 点満点）

(5) 選定の方法

各委員が行った採点を総計して、最も得点の高い者を委託契約候補者として選定する。

最高得点が同数の者がいる場合は、各委員の意見を踏まえた上で、審査委員長の判断により委託契約候補者を選定する。

なお、各委員のうち合計が 50 点以下となった委員が 2 名以上いた場合、その企画提案事業者は失格とし、企画提案事業者が 1 者のみの場合であっても選定しない。

令和6年度「信州つばさプロジェクト（県企画プログラム）」
 「芸術コース（オーストリア）」企画・運営業務委託審査基準表

	審査項目	審査内容（要求項目）	主な着眼点	配点
1	事業コンセプト 実施方針	本事業の趣旨に合致した企画内容となっているか	・事業趣旨を理解しているか	10点
2	業務遂行能力 実現可能性	現地での活動が質・量ともに適切に設定されているか	・効果的で実現性の高い内容となっているか	30点
		多様な文化・芸術を体感できるプログラムとなっているか	・適切な計画・体制が構築されているか	
3	実施体制	スケジュールは妥当か	・適切な業務スケジュールが示されており、業務完了までの過程が明確か	20点
		本業務の円滑な実施が期待できる体制が整っているか	・事業の進行管理が適切に行える体制が整っているか ・事業実施にあたり、連絡調整を適切に行える体制になっているか	
4	業務実績	類似業務の実績が豊富か	・類似業務の実績から、確実かつ効率的に本業務を遂行できると考えられるか	10点
5	独自の提案事項	その他独自提案の有無	・事業者の持つノウハウが生かされた、業務遂行に係る独自性のある提案内容があるか	20点
6	経費の見積内容 積算根拠の妥当性	費用対効果に優れているか	・必要な経費が適切に見積もられているか ・業務の対象や内容、効果からみて適切な範囲内であるか	10点
	合計			100点